

概要報告書

2018 年度

事業種別	広域安全事業
団体名	特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所
事業名	薬物事犯者に対する回復支援コーディネート事業
<p>当法人では、刑事司法手続の各段階にいる薬物依存の問題を抱えている人に対して具体的な回復の道筋をコーディネートすることを主要な事業にしています。</p> <p>活動範囲は日本全国と広範囲に渡るため、助成金を活用することで、東京から遠方の地域にいるクライアントに対して、交通・宿泊費を当法人が負担する形で出張することができました。具体的には、2018年4月1日から2019年2月10日の間に、刑事司法手続のいずれかの段階にいる、東京から遠方の地域にいるクライアント36人に対して、合計43回出張しました。内訳は刑務所からの出所出迎え9回、裁判所出廷9回、面会20回、打ち合わせ2回などです。</p> <p>刑事司法手続においては、薬物事犯者の意志にかかわらず、ほとんどのケースで逮捕、勾留されるので、その時点がまず最初の介入のチャンスになります。というのも、多くの薬物依存症者には自分が薬物依存症であるという病気の認識がなく、また、真の自分自身の姿から目をそらし、現状を否認するという特徴がみられることから、自発的に薬物依存症回復施設の回復プログラムや精神科病院における治療に参加することが期待しづらいからです。</p> <p>当法人では、薬物自己使用事犯者が逮捕された時点から、回復プログラムや治療に向かうことができるようにコーディネートしています。この活動は18年継続してきているため、様々なノウハウの蓄積があります。当法人へのファーストコンタクトの6割は被疑者・被告人の弁護士から、3割はその家族から、1割が本人からです。多くの薬物事犯者は少しでも裁判で刑を軽くしたいと希望しているので、そこに働き掛け、その時点から薬物をやめるための本格的なプログラムを開始することは、裁判の量刑面で有利に働くこと、そして何よりも自分自身にとって、薬物をやめるために必要なプログラムに参加することが、その後の人生に役立つことを説明して、プログラムに参加するための動機づけを行います。その後、ダルクなどの社会復帰施設や精神科病院を制限住居に設定して保釈を取って回復・治療プログラムを受けてもらい、受刑中の人には、出所時に入寮してもらうための回復施設を紹介し、施設の責任者に面会に行って直接会ってもらったり、入寮・入院後の人については面会に行って、プログラムの進捗状況をチェックすることができました。</p>	
	<p>写真は大阪地裁。大阪地裁では2018年度の事業実施期間、情状証人として3回採用され、3人のクライアントについて、服役後にダルクで受け入れる旨、証言しました。</p>

注) 上記の報告書は、助成対象団体が作成した報告書です。(公財)日工組社会安全研究財団では、記載された事業の内容等に関するお問合せには対応できませんのでご了承ください。